

別紙

羽島市家庭系ごみ有料化実施計画（案）に寄せられた意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
1	<p>■項目及びページ P 3 (4)ごみ処理の課題</p> <p>■意見 有料化に反対します。</p> <p>■理由 ごみの処理費用を抑えるために、段ボールコンポストや畑等に置くコンポストの普及をもっと進めて、環境にやさしいごみの処理方法をもっと推進して、生ごみ等を減らすべきです。 段ボールコンポストへの助成を再開してください。岐阜市等は積極的に推進しています。</p>	<p>本市では、市民のごみ減量や分別に対する意識を高め、ごみの減量と資源化を推進するとともに、ごみの排出量に応じた負担の公平性を確保することやごみ処理費用を削減することを目的に家庭系ごみ有料化を実施する予定です。</p> <p>なお、ダンボールコンポストはごみ減量化に有効な方法であることから、いただいた意見を参考に今後も普及啓発に努めていきたいと考えています。</p>
2	<p>■項目及びページ P 5 (2)有料化の目的と効果</p> <p>■意見 有料化に反対</p> <p>■理由 市民が生活するうえで、ごみはどうしても出るものです。今まで通り市民等が出した税金で賄うべきです。 生活の上で、必然的に出るごみを有料化すると、特に所得の少ない方にとっては負担が重く、裕福な人には負担感は少ないと思われます。このような理由で負担の仕方が不公平になるごみの有料化には反対です。</p>	<p>本市では、ごみの減量と資源化の推進、負担の公平性の確保及びごみ処理費用の削減を目的にした家庭系ごみ有料化を実施する予定です。</p> <p>なお、家庭系ごみの有料化は、ごみの排出量に応じてごみ処理費用の一部をごみ処理手数料として市民の皆さんに負担していただく制度です。</p> <p>税金で一律にごみを処理する方式では、たくさんごみを出す人もごみの減量に努力している人も負担は同じということになり、ごみ減量に努めている人にとっては不公平感が生じます。</p> <p>有料化により、ごみの排出量に応じてごみ処理費用の一部を負担することとなり、負担の公平性の確保が図られると考えています。</p>
3	<p>■項目及びページ P 7 (1) 有料化の対象</p>	<p>燃やせないごみの排出量が増加傾向にあり、減量が進んでいない状況にあることから、燃やせないごみも有料化の対象</p>

No.	意見	市の考え方
	<p>■意見 もし有料化するにしても、その対象は、「燃やせるごみ」のみにすべきと考えます。</p> <p>■理由 1. ごみの現状と課題 (4) ごみ処理の課題① ごみの減量と資源化の推進には「家庭系燃やせるごみの中には、資源物である紙類や容器包装プラスチックの混入が多く見られることから、まだごみを減量することは可能であると考えます。」とあります。この内容からは、燃やせるごみを減量することが有効であり、そのために燃やせるごみは有料化することに意味がある根拠になる。</p> <p>また、2. 家庭系ごみ有料化について、(4) 有料化の実施状況で県内の燃やせるごみについての有料化状況があり、確かに、燃やせるごみについては有料化されているのが大勢であることは判るが、燃やせるごみ以外についてはその状況が不明である。</p> <p>上記からして、もし、有料化するにしても燃やせるごみに限定すべきであると考えます。</p>	<p>としています。</p> <p>なお、県内では、半数以上の自治体が燃やせないごみを有料化の対象としています。</p>
4	<p>■項目及びページ P 7 (1) 有料化の対象 (2) 有料化後の変更点</p> <p>■意見 ワレモノ（陶器、ガラスなど）の区分けは必要ないでしょうか。 ※意見と言うより質問です</p> <p>■理由 従来、当地区での不燃物回収においては、排出区分として「ワレモノ」（陶器、ガラス製品等で割れているもの／割れていないものを含む）を設けてい</p>	<p>不燃ごみの種類ごとに異なる袋に分ける必要はありません。割れたガラスも新聞紙等に包んで「割れ物注意」と明記していただければ、同じ袋で出すことができます。</p>

No.	意見	市の考え方
	<p>ます。回収業者の方でも回収車に載せる場合に、「ワレモノ」と「燃やせないごみ」の扱いに差があるように観察されます。有料化後は「ワレモノ」と「燃やせないごみ」の区別は不要で同一の袋に入れて排出すればよいと理解してよろしいでしょうか？割れたガラスも新聞紙に包み注意書きがされていればその他の燃やせないごみと同一の袋に入れてもよいでしょうか？</p>	
5	<p>■項目及びページ P 7 (1) 有料化の対象 (2) 有料化後の変更点</p> <p>■意見 その他プラスチック（袋に入るもの）で袋の大きさが限定されていませんが、問題ないでしょうか？</p> <p>■理由 従来、その他プラスチックごみについての袋は排出者が各自で適当な袋を使用しています。本項目内容からすれば、とにかく大きな袋を使用すれば（1m四方以内のごみであることは前提として）粗大ごみ扱いにはならず、集積場所に無料で出せることとなりますが、それでよいのでしょうか？袋を持っているか持っていないかによってその排出方法が違うことになるのはおかしいと考えます。</p>	<p>「その他プラスチック」の袋の大きさについては、45L相当が入る中身の見える透明なごみ袋の使用を考えています。</p>
6	<p>■項目及びページ P 7 (2) 有料化後の変更点 ①ごみの分別区分・排出場所等</p> <p>■意見 ごみの分別区分・排出場所等が変更となった場合、毎月2回収集されているごみの種類や回収回数に変更となりますでしょうか。</p>	<p>資源物や燃やせないごみの収集回数や収集場所については、基本的に変更ありません。</p> <p>ただし、1m以内にして排出していた燃やせないごみやその他プラスチック、木製品・布団類のうち袋に入らないものについては、集積所ではなく民間処理施設に直接搬入していただくこととなります。</p>

No.	意見	市の考え方
	<p>現在は、月2回ある資源ごみ収集日のうち、ビン・カン・有害物の日と燃やせないごみ・布団類・木製品の日とがそれぞれ1回ずつありますが、変更後は、収集回数は月2回のままとしていただき、さらに、収集されるごみは2回とも同じものとしていただきたいと思います。</p> <p>木製品・布団類・袋に入らないものは粗大ごみとして直接搬入する必要が生じます。その分、不燃ごみ・有害物・ビン・カンなどを月2回捨てられるようにしていただけないでしょうか。</p> <p>■理由 日にちを間違えて、回収されないごみを持ってくる人がいます。月に2回ある回収日を2回とも同じ内容とすれば、間違いが減ると思います。</p>	<p>なお、「ビン」、「カン」、「有害物」、「不燃ごみ」は、生ごみやプラスチック、ペットボトルと比べると排出量が少なく、腐敗することもないことから、現状の収集回数で実施する予定です。</p>
7	<p>■項目及びページ P7 (2)有料化後の変更点 ①ごみの分別区分・排出場所等</p> <p>■意見 不燃ごみには、金属類、家電、陶器、割れ物、ビデオ・カセットテープ、CDなどさまざまなごみがありますが、有料化実施後、袋ごとにごみの種類を分ける必要はありますでしょうか？ それぞれを分けるとなると、余分に袋が必要となります。</p> <p>■理由 有料化による費用負担が過度なものとならないよう、ご配慮をお願いいたします。</p>	<p>「不燃ごみ」はごみの種類ごとに異なる袋に分ける必要はありません。</p>
8	<p>■項目及びページ P7 (2)有料化後の変更点 ①ごみの分別区分・排出場所等</p>	<p>現在は、1m以内に解体または切断していない「燃やせないごみ」、「その他プラスチック」、「木製品・布団類」は本市では収集を行っておりません。</p>

No.	意見	市の考え方
	<p>■意見 有料化に反対 袋に入らない粗大ごみの処理方法が煩雑になり、粗大ごみの不法投棄につながるため。</p> <p>■理由 燃やせないごみ有料化され、これまでの地域の集積所に出すことができた自転車やその他プラスチック等の袋に入らない燃やせないごみは、事前に市役所へ申請してから、民間処理施設への搬入となる。こういった手間をかけなければ処理ができなくなるので、不法投棄につながる。</p>	<p>しかし、有料化後は1 m以内に解体または切断しなくても「粗大ごみ」として出せるようになりますので、市民の利便性の向上につながるものと考えます。</p> <p>なお、「粗大ごみ」を集積所に出せるようにした場合、大型のごみが道路にはみ出して、交通の妨げになることが懸念されるため、民間処理施設へ直接搬入することとしています。</p>
9	<p>■項目及びページ P10 (4)新しい指定ごみ袋</p> <p>■意見 可燃ごみの新しいごみ袋の規格として、大(45ℓ相当)、中(30ℓ相当)、小(15ℓ相当)と3種類の規格が示されていますが、さらにもう1種類レジ袋サイズのごみ袋を追加していただけないでしょうか。</p> <p>スーパーやコンビニなど、市内の商店に購入していただき、レジ袋として使用していただくことで、プラスチックごみの減量効果が期待できます。</p> <p>■理由 ごみ袋そのものがごみになるわけですから、ごみとなり得るものの再利用、二次利用を進めることは、全体のごみ量を減らすことにつながります。</p> <p>導入に向けてご検討いただきますようお願いいたします。</p>	<p>1人世帯等のごみ排出量が少ない世帯を考慮して、小サイズ(可燃ごみ15ℓ相当)を設けます。小サイズは、ご意見にあるレジ袋サイズに相当すると考えます。</p> <p>また、スーパーやコンビニ等のレジ袋のプラスチックごみ削減に向けて、本市では、マイバッグ運動の啓発に努めています。</p>
10	<p>■項目及びページ P10 (4)新しい指定ごみ袋</p>	<p>ガラスによる被害対策については、ごみ袋のデザインよりもごみネット等で物理的に防ぐ方法が効果的であると考えて</p>

No.	意見	市の考え方
	<p>■意見 新しい可燃ごみのごみ袋にカラスが嫌うデザインを施すことで、ごみ袋をあさられて中身が散らばる被害を減らせるのではないかと思います。 可燃ごみのごみ袋の色や模様を工夫してはいかがでしょうか。</p> <p>■理由 カラスがごみをあさると、ごみが散らばって近所の住民が嫌な思いをするし、回収業者の方も大変苦労されているから。</p>	<p>います。本市では、今後集積所の環境美化を推進するため、鳥獣用対策としてごみネットを購入する自治会等に対し、購入費の一部を補助する制度を予定しています。</p>
11	<p>■項目及びページ P10 (3) 新しい指定ごみ袋</p> <p>■意見 可燃ごみ袋の色は半透明となっているが、改めて中身がぼやかせる色を希望します。 不燃ごみ袋の色は透明だが、全くクリアな色は避けてほしい。</p> <p>■理由 地域によっては、可燃ごみに記名することになっている。中身が見えることに抵抗（中身による）を感じる人は中に新聞を何枚も重ねて捨てる人もいる。量の軽減にはつながらないと思う。 不燃ごみの中身によっては、全く透明だとプライバシー的に抵抗を感じる。少し薄い色がついているといいです。</p>	<p>本市では有料化に併せ、「可燃ごみ」の袋を色付きの半透明にする予定です。色付きの半透明にすることで、今まで中身が見えることに抵抗があった方も、中身を隠さないで出せるようになると考えています。</p> <p>不燃ごみ袋については、作業中のケガや事故を防ぎ、収集作業を安全に行う必要があることから、透明にする予定です。</p>
12	<p>■項目及びページ P10 (4) 手数料の設定</p> <p>■意見 「手数料は、市民に過度な負担とならず、ごみ減量の動機付けとなる料金設定を考慮するとともに、近年有料化を実施した自治体及び近隣自治体の手</p>	<p>本市では、手数料額の設定にあたり、次の3点を考慮しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ごみ減量の効果が得られる金額であること。 ② 市民の受容性を配慮した金額であること。 ③ 近隣自治体等の手数料水準を考慮した金額であること。

No.	意見	市の考え方
	<p>数料額を参考にし、次のとおり設定しました。」と、記載されているのみで、具体的な設定根拠が記載されていない。有料化するのであれば、市民に分かりやすく、手数料の設定根拠を説明すべきではないか。</p> <p>1) 何をもって過度な負担とならずとしたのか。</p> <p>2) ごみ減量の動機付けとなる料金設定とはいかなるものか。</p> <p>■理由</p> <p>手数料の設定根拠が明らかにされなければ、設定された手数料が妥当なものか否か、判断できないのではないか。ごみの有料化に関しては、新たに導入する施策であり、市民が理解できるように詳細な説明が必要であると考え</p>	<p>①については、料金水準が低いほどごみ減量の効果が得られにくく、料金水準が高いほど減量効果が得られやすいとされています。すでに有料化を実施している自治体では、料金設定が1L当たり1円を超えると20%以上の減量効果があるとの実績が示されており、本市でも減量効果が得られる料金設定としています。</p> <p>②については、有料化により市民の負担がどのくらい増えるのか試算しますと、1ヵ月に可燃ごみ大袋を8枚使用する世帯で1ヵ月288円、可燃ごみ中袋を使用する世帯で1ヵ月192円負担が増加することになります。過度な負担と感ずるかどうかは個人差があり判断が難しいと思いますが、本市では市民の受容性に配慮した料金設定であると考えています。</p> <p>③については、実施計画(案)でお示ししておりますとおり、近隣自治体及び最近有料化を実施した自治体の平均となっています。</p>
13	<p>■項目及びページ P12 (8)現在のごみ袋の取り扱い</p> <p>■意見</p> <p>半田市では現在の指定ごみ袋については一定の交換期間を設け、旧ごみ袋の販売価格を参考に、新しいごみ袋と概ね等価で交換を行います。</p> <p>羽島市では等価での交換は行わないとのことですが、岐阜県内での家庭系ごみ有料を実施した自治体でこの扱いについて「等価交換をした・しない」の実態説明をしてください。</p> <p>私見では等価交換を実施できるようにすべきです。</p>	<p>県内で最近有料化を実施した土岐市や中津川市では、新しいごみ袋と旧ごみ袋の等価交換を行っていますが、両市とも交換した旧ごみ袋が大量に在庫として保管されている状態で、今後有効利用する予定もなく困っているとの話を聞いています。</p> <p>本市では、現行の燃やせるごみ袋を無駄にすることなく最後まで利用していただくため、現行の燃やせるごみ袋は、有料化開始後の一定期間に限り袋の大きさに応じた手数料納入済シールを購入・貼付し使用していただくか、ペットボトル用のごみ袋として使用していただく予定です。</p>

No.	意見	市の考え方
	<p>■理由 —</p>	<p>なお、市民の皆さんには、今後燃やせるごみ袋を買われる際は使用頻度等を考慮し、計画的な購入をお願いします。</p>
14	<p>■項目及びページ P 1 2 (8)現在の指定ごみ袋の取り扱い</p>	
	<p>■意見 有料化後、すぐに現在の指定燃やせるごみ袋は使用できませんということは、いさかか有料化の手法が強引ではないか。</p> <p>■理由 行政として速やかに有料化に移行したい、トラブルを避けたい、負担をしてほしいという意図は理解できるが、特段に大量購入したわけでないごみ袋の在庫を抱えた一般家庭の立場に立って考えて欲しいです。</p> <p>具体的には施行翌日から手数料納入済みのシールを購入し袋に張り付けるなど市民に負担を強いるのではなく、例えば、当面（3か月間程度）の間は新旧の袋どちらでも許可するなど行政の施策を行う上で、一定期間の移行期間があることが普通ではないかと考えます。</p> <p>なお、P 1 0にある可燃ごみ袋の価格ですが、ごみ減量を目的とする金額としては安すぎる。1枚100円程度まで値上げしないと効果が顕著に現れないはずなので、いま少し意欲的な金額を併せて検討してほしいと思います。</p>	
15	<p>■項目及びページ P 1 2 (8)現在の指定ごみ袋の取り扱い</p> <p>■意見 有料化に反対</p> <p>■理由 市民への周知をしていかないと始ま</p>	

No.	意見	市の考え方
	<p>りの時期は混乱が起こり、古いごみ袋も使えなければ不満が増えるでしょう。せめてシールでも貼って使い切ることができるようにしてはどうでしょうか。ごみ袋はずっと変わらないと思います、たくさん買い込んでいる人もいます。その袋が使えないと、それこそ買い込んだごみ袋がごみとなり、ごみが増えてしまう皮肉な事態です。</p>	
16	<p>■項目及びページ P 1 3 (9)手数料の負担軽減措置</p> <p>■意見 以下の下線部分を追加して修正記載すること。紙おむつ等を使用している在宅の障がい者 ↓ 紙おむつ等を使用している在宅の障がい者・児 ※表現が障がい「者」だけであると2～20歳までの重度障がい児が恩恵を受けられないと判断したため。</p> <p>■理由 日常生活用具の種目及び給付対象者表の種目「排泄管理支援用具」では「3歳以上であって、次の何れかに該当する者」とあり品目に「紙おむつ」があります。 羽島市が支給対象者として3歳以上に紙おむつを支給する支援をしているので、障がい児も同じように負担軽減措置の対象にすべきです。除外するのであればまさに羽島市政による差別といわざるをえない。</p>	<p>紙おむつ等を使用している在宅の障がい者への手数料負担軽減措置については、障がい児の方も対象にする予定です。 紙おむつを使用する対象者等については、今後、制定する要綱の中で明確にしていく予定です。</p>
17	<p>■項目及びページ P 1 3 (9)手数料の負担軽減措置</p> <p>■意見 手数料の負担軽減措置の対象年齢を</p>	<p>県内で有料化を実施している19市のうち紙おむつを使用する乳幼児がいる世帯への負担軽減措置を行っている市は3市のみとなっています。本市でも、子育て世帯への支援の一環として実施する予</p>

No.	意見	市の考え方
	<p>2歳未満から3歳未満を希望したいです。</p> <p>■理由 3歳になっても、紙パンツが完全に外れない子は多いと思います。また、乳児より、紙パンツはサイズが大きいものを使い、尿量の多さ等の理由で可燃ごみ袋はよく使うと思います。</p>	<p>定です。</p> <p>おむつが取れる時期については、個人差があるかと思いますが、一定の基準を設けて支援していくこととなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
18	<p>■項目及びページ P13 (9)手数料の負担軽減措置</p> <p>■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること 災害ごみ・火事ごみを負担軽減措置の対象とすること。 ※排出方法に災証明書を提出するなどして。</p> <p>■理由 災害発生後に大きな問題として災害ごみがあります。TVでは外にずらっと並んでいる映像をよく見かけます。特に大規模災害時には自宅が損傷等して住む場所さえ目途が立たず、経済的に苦しい時にごみを出すときお金がかかるといのはあまりに酷な状況だと思います。よって緊急時の配慮は必要と感じます。</p>	<p>災害ごみ・火事ごみの取り扱いは、災害等の規模に応じて対応していくこととなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
19	<p>■項目及びページ P13 (10)手数料収入の用途 ④高齢者の粗大ごみ出し支援</p> <p>■意見 以下の下線部分を追加して修正記載すること。 高齢者のごみだし支援～ ↓ <u>障がい者、高齢者のごみだし支援～</u> ※75歳以上の高齢者のみの世帯とい</p>	<p>高齢者の粗大ごみ出し支援については、福祉施策とは別に有料化に併せて手数料収入の一部を用いて実施する施策となります。</p> <p>限られた手数料収入の中で実施する事業であるため、後期高齢者である75歳以上の高齢者のみの世帯を対象としていますが、いただいた意見も踏まえ、今後要綱を制定していく中で障がい者のみの世帯を含めて対象者等を明確にしていく予定です。</p>

No.	意見	市の考え方
	<p>う表現もおかしい。高齢者であれば74歳以下でも認知症や要介護者を患っている方もおり、家庭ごとの諸事情で勘案すべきである。</p> <p>また国の通知で示されているのに「障がい者」を含まれていないが除外した理由を述べよ！</p> <p>■理由</p> <p>令和元年11月29日総務省自治財政局調整課「高齢者等世帯に対するごみ出し支援について」の通知では近年、高齢者や障害者などが～とあります。</p> <p>国の通知であるのにも関わらず、羽島市同計画書は「75歳以上の高齢者のみの世帯」という羽島市独自基準を設定したことは普段から高齢者優遇をしているとしか判断ができない。要介護者や障がい者の本人、その家族に対しての扱いは差別的としか思えません。</p>	
20	<p>■項目及びページ P13 (10)手数料収入の使途 ④高齢者の粗大ごみ出し支援</p> <p>■意見</p> <p>高齢者の粗大ごみ出し支援として、「75歳以上の高齢者のみの世帯に対し、戸別収集に係る自己負担額（運搬費相当額）の1/2（上限額あり）を補助します。」とのことですが、補助の申請はどのように行えばよいでしょうか。</p> <p>申請のために足を運ぶことが困難な世帯もありますので、申請しやすい仕組みにしていただけたらと思います。</p> <p>■理由</p> <p>—</p>	<p>高齢者の粗大ごみ出し支援の申請方法については、今後制定する要綱の中で明確にしていく予定です。</p> <p>なお、いただいた意見も踏まえ、申請手続きから決定までの来庁回数を少なくし、なるべく負担のかからない方法を検討しています。</p>
21	<p>■項目及びページ P14</p>	<p>家庭系ごみ有料化の導入を円滑に実施するためには、外国人の方も含めた市民</p>

No.	意見	市の考え方
	<p>(1) 市民への周知・啓発</p> <p>■意見 手数料の納入方法、ごみ袋等が変わるそうですが、羽島市民は日本人だけでなく外国人もいます。日本語に不慣れた外国人に対して家庭系ごみの変更点についてパンフレットを作成するなり分かりやすく解説していくべきだと思います。もちろん、不法投棄もダメということを知らせていくことも大切であり、同計画書では外国人に対する配慮が全く示されておらず、ただ羽島市政がやりたいことしか書かれていないのは非常に残念です。</p> <p>■理由 —</p>	<p>の皆さんへの十分な説明と周知が不可欠であると考えています。</p> <p>今後は、ホームページや有料化に併せて導入を予定しているごみ分別アプリ等を利用して外国人の方にもわかりやすい周知啓発に努めていきます。</p>
22	<p>■項目及びページ P 1 4 (1) 市民への周知・啓発</p> <p>■意見 有料化に反対</p> <p>■理由 ごみを減らそうと日々努力している人もいますが、少数に思います。この時期に自分たちの出すごみがどうなっていくのか、いくらかかるのか、わかりやすいパンフレットなどで学習できるようにしてほしいです。</p>	<p>本市では、市民のごみ減量や分別に対する意識を高め、ごみの減量と資源化を推進するとともに、ごみの排出量に応じた負担の公平性を確保することやごみ処理費用を削減することを目的に家庭系ごみ有料化を実施する予定です。</p> <p>なお、今回、「羽島市家庭系ごみ有料化実施計画（案）」や羽島市公式 YouTube チャンネルで配信している動画の中でごみ排出量と処理費用の推移について説明をしていますが、今後もいただいたご意見を参考にわかりやすい説明や周知に努めていきたいと考えています。</p>
23	<p>■項目及びページ P 1 4 (2) 不法投棄・不適正排出対策</p> <p>■意見 有料化に反対</p> <p>■理由 ごみが有料化になると、ごみは減るどころか増える一方の中、不法に捨てる人が多くなることは目に見える。</p>	<p>本市では、市民のごみ減量や分別に対する意識を高め、ごみの減量と資源化を推進するとともに、ごみの排出量に応じた負担の公平性を確保することやごみ処理費用を削減することを目的に家庭系ごみ有料化を実施する予定です。</p> <p>なお、環境省作成の「一般廃棄物有料化の手引き」によると、有料化導入により不法投棄が増加した自治体は36%、増加しなかった自治体は47%という結</p>

No.	意見	市の考え方
24	<p>■項目及びページ P 1 4 (2)不法投棄・不適正排出対策</p> <p>■意見 有料化に反対</p> <p>■理由 有料のごみ袋の使用を少なくするために、ごみの不法投棄が増えたり、コンビニのごみ箱や高速道路のサービスエリアに、家庭で出たごみが捨てられる事が増える恐れがあります。</p>	<p>果が出ています。</p> <p>また、不法投棄が増加した自治体では、防止対策強化により、2年以内に改善したという調査結果もあります。</p> <p>そのため、有料化による不法投棄の増加は限定的であると考えます。</p> <p>しかしながら、一時的な不法投棄の増加が懸念されることから、警察との連携を図るとともに、広報による周知の強化や監視カメラの活用等の効果的な対策を図っていきたいと考えています。</p>
25	<p>■項目及びページ P 1 4 (2)不法投棄・不適正排出対策</p> <p>■意見 有料化に絶対反対します。</p> <p>■理由 有料化すると他市町村で見られたように、ごみの不法投棄が多発します。それによって、逆川・長良川等に流れ込み、海洋汚染が必至です。今、SDGsの大切さが叫ばれている昨今、ごみの有料化には絶対反対でむしろ無料化するのが時の流れではないでしょうか。</p>	
26	<p>■項目及びページ P 1 4 (2)不法投棄・不適正排出対策</p> <p>■意見 有料化に絶対反対します。</p> <p>■理由 不燃物の有料化は、高額な負担と煩雑な申請手続きにより、当然、不法投棄が必至となります。その処理のためにかえって行政負担が増えて、市民サービスが低下します。</p>	
27	<p>■項目及びページ P 1 4 (2) 不法投棄・不適正排出対策</p>	<p>不法投棄は、原因者（不法投棄の行為者）が投棄物を回収するのが原則です。</p> <p>しかし、原因者が特定できない場合は、</p>

No.	意見	市の考え方
	<p>■意見 警告看板や監視カメラの設置では不法投棄対策にならないと考えます。</p> <p>■理由 不法投棄を意図的にする人物に対して、警告看板はほとんど意味をなさないと考えます。また、監視カメラを設置するとのことですが、市内何カ所への設置を想定されるのでしょうか。市内全体をカバーしようとするとう相当数の設置が必要であり、ほぼ現実的ではないと考えます。(ゴミを不法投棄するような人は、どこにでも廃棄する)更に例え、カメラに捉えられたとしても、本当にその人物を特定するのは困難と考えます。</p> <p>ごみの有料化がされれば、不法投棄は必ず増加することになりますが、提案にあるような対策では防ぐことができないと考えます。</p> <p>また、不法投棄されたごみに対しては、市に連絡すれば、個別に回収して頂けるものと考えますが、不法投棄の増加によりその対処費用が増大することになり、有料化による収入を減少させるようなことにならないでしょうか。そうなれば、有料化の値上げにも繋がり、不法投棄をするものが得をし、正直ものがバカをみることになり負担の公平性がより実現できなくなると考えます。</p> <p>このような観点からすれば、袋や処理券の有料化ではなく、市民の収入に応じて処理費を徴収する(市民税に匹敵)様な別の手段を検討すべきではと考えます。収入が多い人ほどごみの排出量も多くなると考えるのは自然と考えます。このような方法のほうが全体としてより、負担の公平性を保てるもの</p>	<p>土地の所有者(管理者)が回収することになります。</p> <p>そのため、不法投棄をなくすためには、一人ひとりの協力により、不法投棄をされない環境をつくることも大切であると考えます。</p> <p>また、不法投棄の対応として、監視カメラを設置することは、他の自治体の事例を見ても、ある程度効果のある対策であると考えています。本市では、監視カメラの活用や広報紙等による周知等を図るとともに、不法投棄は犯罪行為であるため、警察と連携した取り組みを行っていきたいと考えています。</p>

No.	意見	市の考え方
	と考えます。	
28	<p>■項目及びページ P 1 4 (3) 不法投棄・不正排出対策</p> <p>■意見 ①現状でも不法投棄が町内指定集積所及び河川敷など市内各所で発生している。 ⇒有料化に伴い、集積所に監視カメラがあれば集積所以外で不法投棄されることが予想され、集積所の監視カメラは有効性が有るとは考えられない。 ②不法投棄物は、町内役員がボランティアで処分している。(ごみ袋も自費負担している) ⇒集積所に排出された不法投棄物は、市の責任で処分するか町内が担当するのか不明確である。 また、小生の町内では、回収日の立ち番は実施していないが、このような現状を無視した有料化が実施されるならば、立ち番も対策の1つとして考えることになるかもしれない。しかし、高齢化の進行の中、もし立ち番中に担当者が倒れるなど不測の事態が生じた時に誰が保証するのか。 ③有料化に伴う市の収益4,000～5,000万円/年を上回る不法投棄処理費用が掛かる危険性が有り得る。</p> <p>■理由 町内集積所の現状実態を無視した有料化計画には反対。羽島市を“ごみ屋敷”にさせたく無いです。</p>	<p>■意見 ①不法投棄を防止する一つの対策として、不法投棄されやすい場所を適切に管理し、不法投棄されにくい環境をつくるのが大切であると考えています。 また、他の自治体の事例を見ても、監視カメラの活用はある程度効果のある対策であると考えています。</p> <p>②有料化実施後は、ご指摘のように集積所に不適正排出のごみが増加することが懸念されますので、集積所の維持管理をお願いする自治会の負担とならないように有料化に向けて、改めて指定ごみ袋や分別のルール等について周知を行っていきたいと考えています。 また、集積所に不適正排出されたごみを排出者に正しく分別してもらい再度出し直していただくために、収集できない理由を書いた黄色のシールを貼ってごみを残しています。 一定の期間が経過しても残されている場合は、市で収集を行います。</p> <p>③環境省作成の「一般廃棄物有料化の手引き」によると、有料化導入により不法投棄が増加した自治体は36%、増加しなかった自治体は47%という結果が出ています。 また、不法投棄が増加した自治体では、防止対策強化により、2年以内に改善したという調査結果もあります。そのため、有料化による不法投棄の増加は限定的であると考えます。</p>
29	<p>■項目及びページ P 1 4 (2) 不法投棄・不適正排出対策</p>	<p>集積所に不適正排出されたごみは、排出者に回収あるいは正しい分別をしてもらい再度出していただくことを目的に、収集できない理由を書いた黄色のシール</p>

No.	意見	市の考え方
	<p>■意見 「ルール違反のごみの排出に対して、行為者の調査」の具体的手段を明示して頂きたい。</p> <p>■理由 本項目は、正規の排出場所ではあるが、適切な袋や処理券の添付がない場合や分類が不適切な場合の内容と想定します。正規の場所に排出されたごみについては、どのような状態であっても回収業者（市）は回収すると理解してよろしいでしょうか？その上で回収した袋の中身等の確認（排出者に結び付くようなごみからの情報）からルール違反の排出者を特定するのでしょうか？そのようなことが現実的に可能でしょうか？</p> <p>袋を開けての排出者の確認を各地区の自治会などに依頼するという考えもあると思いますが、感染症の危険性等を考慮すれば、各地区の自治会などへ託すべきではないと考えます。</p>	<p>を貼ってごみを残しています。</p> <p>一定の期間が経過しても残されている場合は、市で収集を行います。</p> <p>排出者の調査については、今後、警察等とも相談しながら検討していきたいと考えています。</p>
30	<p>■項目及びページ P15 (3)有料化に併せて実施する施策 ⑤緑ごみ受入体制の拡充</p> <p>■意見 落ち葉やごみなどは、ごみ袋に入れて燃やせるごみとして出すことになっていますが、袋そのものがごみになることから、袋に入れなくても直接搬入できるよう、収集場所を整備してはいかがでしょうか。</p> <p>他市の事例では、落ち葉や刈った草などをたい肥センターに搬入し、たい肥として再資源化しているところもあります。</p> <p>ごみの減量化と再資源化に向けた手法の一つとしてご検討ください。</p>	<p>落ち葉や雑草、剪定枝等は、緑ごみとして第5土曜日を除く毎週土曜日に市内3カ所（羽島市役所、羽島市資源物ストックヤード、羽島市一般廃棄物最終処分場）で無料回収し、再資源化をしています。</p> <p>有料化後も受入体制を拡充して、引き続き無料で回収します。</p> <p>なお、緑ごみ搬入の際に使用した袋・段ボール・ひも等は持ち帰っていただきますので、その袋等は再利用できます。</p>

No.	意見	市の考え方
	<p>■理由 ごみとなる袋を減らすとともに、野焼きなどによる住民同士のトラブルを解消するため。</p>	
31	<p>■項目及びページ P 1 5 (3) 有料化に併せて実施する施策 ⑥処理困難物の回収</p> <p>■意見 現在、処理困難物として収集していない「コンクリートブロック・レンガ等」を「粗大ごみ」として有料で回収します、とありますが、ブロックやレンガのほか、収集及び処理ができるようになるものにはどのようなものがありますか。</p> <p>■理由 有料化にあたって、回収できるごみの種類を増やしていただけたらと思います。</p>	<p>有料化に併せて収集する処理困難物はコンクリートブロックやレンガの他、物干しのコンクリート台を考えています。</p>
32	<p>■項目及びページ P 1 6 (4)評価と見直し</p> <p>■意見 以下の下線部分を追加して修正記載すること。 毎年度の点検結果を踏まえた制度の評価及び見直しをし、<u>市民に公表し、羽島市～</u></p> <p>■理由 ①環境省作成の一般廃棄物処理有料化の手引き P 4 7 5－2点検の実施(項目)の文書内で下記のように記されています。 「効果についての点検の結果については、住民や事業者へ公表することによって更なる住民や事業者の意識改革に資することが期待される」、国の手引書に記載されているため</p>	<p>有料化後の評価・見直しについては、毎年度の実施状況とその効果を点検し、その結果を公表する予定です。</p> <p>有料化の効果を市民に公表することで、市民のごみに対する意識を更に高めることが期待できると考えます。</p>

No.	意見	市の考え方
	<p>②羽島市情報の公表及び提供の推進に関する要綱第3条（情報の公開）(2)か(4)のため。</p> <p>(4)は市民生活への影響は家庭系ごみ有料化ということで市民生活に大きな影響を与えます。一旦値上げをすれば、数年後にまた再度家庭系ごみを値上げした自治体はあります。市民にごみ負担の公平性を求めるのであれば、毎年度の結果を市民に公表（HP等で）すべきである。</p> <p>感想としては計画書の段階で「市民に公表する」と記述されていなかったのは残念である。</p>	
33	<p>■項目及びページ P16 (4) 評価と見直し</p> <p>■意見 実施状況及びその効果について点検するのはいいのですが、点検項目としてどのような内容が検討されているのか説明してください。</p> <p>ちなみに環境省作成の一般廃棄物有料化の手引きでは①排出抑制の効果②再生利用促進の効果③住民の意識改革④不適正処理や不法投棄の防止⑤手数料の使途、と記載されております。</p> <p>一般論から申し上げれば環境省作成の手引きがありますので、上記の項目のいくつかは羽島市の点検項目になると私見では思っております。</p> <p>■理由 —</p>	<p>有料化に関する点検項目については、ご指摘のとおり環境省作成の「一般廃棄物有料化の手引き」や有料化を実施している自治体の事例等を参考にしていきたいと考えています。</p>
34	<p>■項目及びページ P17 (2)今後の実施スケジュール</p> <p>■意見 ごみの有料化について、一度に可燃・不燃も有料化にするのではなく、</p>	<p>燃やせないごみの排出量が増加傾向にあること、減量が進んでいない状況にあることから、燃やせないごみも燃やせるごみとともに有料化の対象としています。</p>

No.	意見	市の考え方
	<p>どちらかをずらして有料化してはどうでしょうか。</p> <p>■理由 コロナの影響もあり、各家庭の生活がますます厳しいものとなっている。段階的に片方だけ実施の時期をずらして頂けると負担の軽減になると思います。</p>	
35	<p>■項目及びページ 該当なし</p> <p>■意見 分別区分の見直しと併せて、ペットボトル用の袋を廃止していただけないでしょうか。</p> <p>ビンやカンの袋は、破れにくくする必要があるので、専用の袋があっても良いと思いますが、ペットボトルは中身が確認できる袋であれば、指定のものでなくても問題なく回収できるはずで。</p> <p>容器包装プラスチックと区別がつきにくいという理由も考えられますが、よく見ればわかりますので、その購入にかかる負担分だけでも軽減していただけないでしょうか。</p> <p>■理由 有料化による費用負担が過度なものにならないよう、ご配慮をお願いいたします。</p>	<p>ペットボトルが指定ごみ袋であるのは、分別を徹底していただくことを目的としています。</p> <p>なお、ペットボトルは有料化の対象外となるため、ごみ袋の変更はありません。</p>
36	<p>■項目及びページ 該当なし</p> <p>■意見 ①家庭・事業所のごみの排出量は推移よりもっと多くなると思う。燃やすということより資源化し、それを活用した事業を起こしたら。</p> <p>②何もかも値上がりし大変なので、値上げはして欲しくないが、上げるなら今のごみ袋には処理費用が入ってなく</p>	<p>①家庭系ごみ有料化制度は、ごみの減量や資源化を推進するための有効的な施策として、全国の多くの自治体で導入されています。</p> <p>本市でもごみの減量と資源化を推進するため、有料化により得られた収入の一部を使い、ごみの減量・資源化に資する事業を検討していきたいと考えています。</p> <p>②ご指摘のとおり、現在の指定燃やせる</p>

No.	意見	市の考え方
	<p>て袋の製作費だけということをもっと説明すべき。 今ある袋にシールを貼る等して使えるようにして欲しい。 ごみ袋の大きさℓとcmを並記して欲しい。 民間施設に搬入する時の連絡の仕方詳しく。 ■理由 近年、市内の田・畑は、耕作者が高齢化し手放しており、住宅地等になってきた。ごみ処理でたい肥を作ったり、木酢液を作ったりし、営農組合とか農業法人で年中米・野菜等を作り地産地消のやさしい市にするよう指導したらと思う。</p>	<p>ごみ袋には、ごみ処理手数料は含まれておりません。市民の皆さんにご理解いただけるよう改めて周知に努めていきます。 また、現在の指定燃やせるごみ袋は、有料化後、一定期間に限り袋の大きさに応じた手数料納入済シールを購入・貼付し使用していただくか、ペットボトル用のごみ袋として使用していただくことを予定しています。 その他、指定ごみ袋の寸法や民間処理施設へ直接搬入する際の手順等については、詳しいことが決まり次第、市民の皆さんにお知らせする予定です。</p>
37	<p>■項目及びページ 該当なし</p> <p>■意見 有料化に絶対反対します。</p> <p>■理由 ごみの処分行政は、2市2町の「岐阜羽島衛生施設組合」で行っています。今回のごみの有料化は、当組合の中でも関係があり、羽島市を除く1市2町で値上げの動きは目立っていません。 羽島市だけ先走って値上げする必要はありません。従って有料化には絶対反対します。</p>	<p>本市では、市民のごみ減量や分別に対する意識を高め、ごみの減量と資源化を推進するとともに、ごみの排出量に応じた負担の公平性を確保することやごみ処理費用を削減することを目的に家庭系ごみ有料化を実施する予定です。 なお、岐阜羽島衛生施設組合は、ごみ・し尿の処理や処理施設の建設及び維持に関する事務を共同で処理することを目的とした一部事務組合です。一方で、有料化は各自治体で決定し実施する施策となりますので、同組合との関連はありませんのでご理解いただきますようお願いいたします。 また、同組合が新たに建設する次期ごみ処理施設の建設費及びごみ処理費用を含んだ運営費は、組合構成市町ごとのごみ排出量に応じて負担することになっていきますので、ごみを減量することで本市の負担金を削減することができます。</p>
38	<p>■項目及びページ 該当なし</p>	<p>本市では、市民のごみ減量や分別に対する意識を高め、ごみの減量と資源化を</p>

No.	意見	市の考え方
	<p>■意見 有料化に絶対反対します。</p> <p>■理由 ごみ袋の使用をしないようにするために、家庭から出たごみを自宅の庭や畑で燃やす人が増える。 こういったことで市内の環境が悪化する。これも市への通報が増えて、行政負担が増えます。職員への負担が増えていいのですか？</p>	<p>推進するとともに、ごみの排出量に応じた負担の公平性を確保することやごみ処理費用を削減することを目的に家庭系ごみ有料化を実施する予定です。</p> <p>なお、野外焼却については、一部の例外を除き法律で禁止されている行為です。現在、本市では野外焼却を発見した場合、直接現場を確認して行為者に指導しており、場合によっては警察と連携した対応を行っています。</p>
39	<p>■項目及びページ 該当なし</p> <p>■意見 ごみ袋の有料化に反対します。</p> <p>■理由 1枚55円もする可燃ごみ袋は買えないので、ごみは庭や田んぼで燃やさざるをえなくなります。</p>	<p>有料化後は、ご指摘のとおり一時的に野外焼却が増加する懸念もあることから、有料化に向けた取り組みの中で、野外焼却は法律で禁止されている行為であることやマナーの徹底等について周知啓発を行っていく予定です。</p>